

# 低圧蓄熱調整契約

( 選択約款 )

平成21年4月1日 実施

中部電力株式会社

# 本 則

## 1 目 的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、昼間から夜間への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用を図ることを目的といたします。

## 2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

## 3 適用範囲

供給約款の低圧電力または選択約款の低圧高利用契約もしくは低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（季節区分および時間帯区分）または7（小容量氷蓄熱式空調システムにより蓄熱運転を行なう場合の取扱い）(1)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

## 4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

### イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

### ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(イ) その他夜間時間

毎日午前7時から午前8時までおよび午後10時から午後11時までの時間をいいます。

(ロ) 深夜時間

夜間時間のうち、その他夜間時間を除いた時間をいいます。

## 5 料 金

各月の料金は、低圧電力、低圧高利用契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 低圧電力または低圧高利用契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left[ \begin{array}{l} \text{低圧電力または低圧} \\ \text{高利用契約の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(4)の割引} \\ \text{基準単価} \end{array} \right] \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力または低圧高利用契約の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力または低圧高利用契約のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ロ 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left( \begin{array}{l} \text{低圧季節別時間帯別電力} \\ \text{の昼間時間夏季もしくは} \\ \text{その他季料金または夜間} \\ \text{時間における電力量料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(4)の割引} \\ \text{基準単価} \end{array} \right) \times \text{その1月の蓄熱電力量}$$

この場合、夏季のその他夜間時間における蓄熱電力量には、低圧季節別時間帯別電力の昼間時間夏季料金を、その他季のその他夜間時間における蓄熱電力量には、低圧季節別時間帯別電力の昼間時間その他季料金を、深夜時間の蓄熱電力量には、低圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金をそれぞれ適用いたします。

## (2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

## (3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼動状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社

との協議によって定めます。

(4) 割引基準単価

割引基準単価は、次のとおりいたします。

蓄熱電力量 1 キロワット時につき	6円75銭
-------------------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

## 6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、供給約款26（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

(3) 低圧電力または低圧高利用契約として電気の供給を受ける場合

その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の夜間使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの夜間使用電力量といたします。

(4) 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

その1月の夜間使用電力量を夜間時間に含まれるその他夜間時間および深夜時間の時間数の比であん分してえた値をそれぞれの夜間使用電力量といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月のその他夜間時間の夜間使用電力量をその1月に含まれる夏季および

その他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの夜間使用電力量といたします。

(5) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

## 7 小容量氷蓄熱式空調システムにより蓄熱運転を行なう場合の取扱い

当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システム（以下「小容量氷蓄熱式空調システム」といいます。）により蓄熱運転を行なう場合の取扱いは、4（季節区分および時間帯区分）(2)、5（料金）および6（夜間使用電力量の計量）にかかわらず、次のとおりといたします。

### (1) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

#### イ 昼間時間

毎日午前0時から午前1時までおよび午前6時から午後12時までの時間をいいます。

#### ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

### (2) 料 金

各月の料金は、低圧電力、低圧高利用契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された早収料金の場合の金額からイによって算定された金額（以下「小容量氷蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

#### イ 小容量氷蓄熱割引額

小容量氷蓄熱割引額は、その1月の小容量氷蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

#### (イ) 低圧電力または低圧高利用契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{小容量氷蓄熱割引額} = \left[ \begin{array}{l} \text{低圧電力または低圧} \\ \text{高利用契約の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} - \begin{array}{l} \text{ハの小容量} \\ \text{氷蓄熱割引} \\ \text{基準単価} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{その1月} \\ \text{の小容量} \\ \text{氷蓄熱} \\ \text{電力量} \end{array}$$

この場合、夏季の小容量氷蓄熱電力量には、低圧電力または低圧高利用契約の夏季料金を、その他季の小容量氷蓄熱電力量には、低圧電力または低圧高利用契約のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の小容量氷蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの小容量氷蓄熱電力量といたします。

(ロ) 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{小容量氷蓄熱割引額} = \left( \text{低圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金} - \text{ハの小容量氷蓄熱割引基準単価} \right) \times \text{その1月の小容量氷蓄熱電力量}$$

ロ 小容量氷蓄熱電力量

小容量氷蓄熱電力量は、(1)ロに定める夜間時間における小容量氷蓄熱式空調システムの使用電力量といたします。

ハ 小容量氷蓄熱割引基準単価

小容量氷蓄熱割引基準単価は、次のとおりといたします。

小容量氷蓄熱電力量1キロワット時につき	6円56銭
---------------------	-------

(3) 小容量氷蓄熱電力量の計量

イ 当社は、小容量氷蓄熱電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合の取扱いは、次のとおりといたします。

(イ) 小容量氷蓄熱式空調システムは、専用の回路で施設していただきます。

(ロ) 小容量氷蓄熱電力量の計量は、供給約款26（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

(ハ) 小容量氷蓄熱電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

ロ 各月の小容量氷蓄熱電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めることがあります。この場合の取扱いは、次のとおりといたします。

(イ) 当社は、小容量氷蓄熱電力量の計量はいたしません。

(ロ) 小容量氷蓄熱式空調システムは、原則として専用の回路で施設していただきます。

(ハ) 当社は、必要に応じて小容量氷蓄熱式空調システムの稼動状況等を確認させていただくことがあります。

## 8 蓄熱式空調システムのピーク調整を行なう場合の取扱い

(1) 次のいずれにも該当し、お客さまと当社との協議が整った場合の各月の料金は、5（料金）によって算定された早収料金の場合の金額から(4)によって算定された金額（以下「蓄熱ピーク割引額」といいます。）を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

イ (2)に定める調整期間および調整時間において、空調を目的とする蓄熱槽に蓄えた熱を利用することによって熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

なお、(2)に定める調整期間および調整時間において、あらかじめ熱源機が停止している場合は、蓄熱ピーク調整とはいたしません。

ロ 蓄熱ピーク調整は、(2)に定める調整期間および調整時間において、当社が承認した制御方法等により行なうこと。

### (2) 調整期間および調整時間

イ 調整期間は、7月1日から9月30日までといたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、8月13日、8月14日、8月15日、8月16日

ロ 調整時間は、午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協

議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間以上継続するものとし、午後2時から午後3時までの間を含むものいたします。

(3) 契約調整電力

契約調整電力は、お客さまが蓄熱ピーク調整を行なう電力とし、イまたはロにもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

イ 熱源機等の運転を停止する場合

停止する熱源機等の定格容量（キロワット）

ロ 熱源機等の運転を調整する場合

調整する機器ごとに当社が認定した容量（キロワット）

(4) 蓄熱ピーク割引額

イ 蓄熱ピーク割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。

蓄熱ピーク割引額＝契約調整電力×調整時間×ロの割引単価

ただし、お客さまのその1月の蓄熱電力量から蓄熱ピーク調整が実施されなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

ロ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

契約調整電力1キロワット・調整時間1時間につき	472円50銭
-------------------------	---------

## 9 その他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (2) お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更または蓄

熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (3) その他の事項については、供給約款、低圧高利用契約または低圧季節別時間帯別電力に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は、平成21年4月1日から実施いたします。